

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	たけしげ 栄二
同	松 本 修

タクシーチケット使用に関する住民監査請求について（通知）

平成 21 年 1 月 30 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 21 年 1 月 30 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

I 請求の趣旨

平成 18・19 年度の神戸市職員のタクシーチケットの使用状況について、情報公開を求め、調査したところ、以下のような問題点が明らかになった。

1. 深夜帰宅のタクシーチケット使用とタクシー利用について

- ①様式の不統一：部局によって、タクシーチケットの使用管理の様式が不統一である。
- ②タクシーチケットの配布時間：担当者によれば、仕事量から残業時間が予測できるので、タクシーチケットは公共交通機関が動いている間に職員に手渡しているとのことであった。
- ③乗車・降車時刻記載が無い：精算承認書及チケット裏面に記載欄があるにも拘らず殆ど乗車・降車時刻の記載が無かった。
- ④乗降地が不明：乗降地点ではなく、中央・三宮・加納町等乗降地域が記載されているものが多数あった。
- ⑤環境局では、「北野」からの乗車を「中央」と書き変えている事例があった。
- ⑥同乗者の不記載：同乗者数記載欄が有るがほとんど空白であった。
- ⑦正当な事由を証明する書類が無い：タクシー使用目的に「深夜帰宅」とのみの記載があるだけで、タクシー利用の正当な事由を証明する具体事項が全く記載されていない。
- ⑧チェックの形跡がない：適切にタクシーチケットが使用されているかどうかをチェックしていたとすれば、タクシーチケットの使用が不適切とされた事例があるはずであるが、一枚もなかった。

- ⑨「支出要件」を満たすものが無かった：「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」の記載事項に遺漏があった。
- ⑩深夜帰宅のタクシーチケット使用は想定されていない：昭和46年「タクシー乗車料金の取扱いについて(通知)」及び「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」様式には「用務」記載欄があり、深夜帰宅のタクシーチケット使用は想定されていない。
- ⑪通勤手段としてタクシーの利用はできない：「職員の通勤手当に関する規則」によれば、「交通機関等に係る通勤手当の額は、…最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。」「前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。」と規定されている。給与条例・給与規定によれば、医師・看護師等の「勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合」を除いて、「正当な事由がある場合」でなければ、タクシーによる通勤は認められない。また、医師・看護師等を除く職員は、たとえ「正当な事由がある場合」でも、正規の通勤経路で通勤手当が支給されていることから、深夜帰宅にタクシーを利用することは通勤にタクシーを利用することとなり、通勤手当の二重支給となる。以上の理由から、医師・看護師等を除く職員は、通勤にタクシーの利用はできない。

2. 公務におけるタクシーチケット使用とタクシー利用について

- ①様式の不統一：部局によって、タクシーチケットの使用管理の様式が不統一である。
- ②乗車・降車時刻記載が無い：精算承認書及チケット裏面に記載欄が有るにも拘らず殆ど乗車・降車時刻の記載が無かった。
- ③正当な事由を証明する書類が無い：タクシー使用目的に「事務連絡」「会議」「業務連絡」「緊急性」としか記載無く、タクシー利用の正当な事由を証明する具体事項が全く記載されていなかった。また、市営地下鉄・JR等タクシーより経済的な交通機関がある地点での乗降が多数あるにもかかわらず、正当な事由を証明する具体事項が全く記載されていなかった。
- ④出張先でのタクシーチケットの使用：大阪や東京出張でのタクシーチケットの使用が多数あった。出張旅費との二重払いの可能性がある。また、東京出張時のタクシーチケットの使用で乗車降車地点が鉛筆書きのものもあった。
- ⑤同乗者の不記載：同乗者数記載欄が有るがほとんど空白であった。
- ⑥公務以外の使用：環境局苅藻島クリーンセンターでは、使用目的に職員定期健康診断が通年で33件あった。
- ⑦チェックの形跡がない：適切にタクシーチケットが使用されているかどうかをチェックしていたとすれば、タクシーチケットの使用が不適切とされた事例があるはずであるが、一枚もなかった。
- ⑧「支出要件」を満たすものが無かった：「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」の記載事項に遺漏があった。

以上のような、杜撰なタクシー利用が如何なる根拠によって運用されているかについて調査したところ、次の事実が明らかになった。

3. 職員のタクシーチケット使用とタクシー利用の根拠について

①タクシーチケット使用について

タクシー会社から請求があった際、「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」の記載事項を「照合のうえ」遺漏がないことが確認できなければ、タクシーチケットの支払が行えないと解され、これが神戸市の公費によるタクシーチケット使用とタクシー利用費の支出の要件(以下「支出要件」と考えられる。

②タクシー利用について

「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」の記載事項の「用務」・「備考」の欄に、「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する」事由が記載されていなければ、タクシーの利用料金は公費から支出することができず、その結果、職員が自己責任によって、タクシー利用料金を負担しなければならないことは、明白である。職員がタクシーチケットを使用してもタクシー利用料金が後納となるだけで、職員のタクシー利用の要件に異同が生じるわけではない。

以上のことから、公務によるタクシー利用は、「旅費条例」及び「旅費条例施行細則」に適合する場合にのみ許可されるが、深夜帰宅等に関するタクシー利用には法的根拠が存在しないことが明らかとなった。法令上の根拠がない公金の支出は全て違法である。

II 求める措置

1. 平成 19 年度及び 20 年度のタクシーチケットの利用は法的根拠がなく、「支出要件」を欠くにもかかわらず支払われている。勤務形態からやむをえないと考えれる保健福祉局を除く部局の職員と OB に対して、平成 19 年度のタクシーチケット使用料金 75,524,908 円及び 20 年度のタクシー利用料金の返還を勧告する措置を求める。
2. これまでのタクシーチケットの支払いについても、平成 17～19 年度の財務定期監査結果の資料が示すように、神戸市が継続的にタクシーチケット使用とタクシー利用の要件を厳格に管理していなかったことは明白であり、「支出要件」を欠いていたにもかかわらず、職員に対しタクシー利用料金を過大に支払っていたことが容易に類推できる。神戸市が、保健福祉局を除く部局の職員と OB に対して、これまでのタクシーチケットの使用費全額（平成 9 年～18 年の概算額は 25 億 2,635 万円）を現在の価値に換算し、利子と合わせて自主返納するよう呼びかけることを求める。
3. 条例等で残業による深夜帰宅にタクシーの利用が想定されていない。タクシーチケットを渡すこと(早い段階でのタクシー利用の承認)で、早く仕事を終えようというインセンティブが働かなくなるばかりでなく、残業手当の増加と帰宅の労が公共交通機関利用時より低減し、長時間残業の方にインセンティブが働くことを考えれば、職員が残業を理由にタクシーを利用できないのは当然のことである。医師・看護師等の「勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合」を除いて、職員の残業を理由とした深夜帰宅のタクシーチケット使用の禁止を求める。
4. 公務で職員がタクシーチケットを使用してもタクシー利用料金が後納となるだけで、職員のタクシー利用の要件に異同が生じることもなければ、簡略化されるわけでもない。「自動車(タクシー・ハイヤー)使用兼精算承認書」の記載事項に遺漏があった場合、当該タクシーを利用した職員に対しタクシー利用料金の返還を求めること。業務が煩雑となると言うのなら、公務でのタクシー利用についても全面的にタクシーチケットの使用をやめ立替払いとすること。

第 2 受理できない理由

(1) 対象の行為等が特定されていない

住民監査請求においては、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要するとされている。また、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって

足りるとされている。(最高裁判例平成 16 年 11 月 25 日)

本件請求において、請求人は、「『支出要件』を満たすものがなく、『自動車（タクシー・ハイヤー）使用兼承認書』の記載事項に遺漏があるなど、杜撰なタクシー利用であった。」などや、「公務によるタクシー利用は、『旅費条例』及び『旅費条例施行細則』に適合する場合にのみ許可されるが、深夜帰宅等に関するタクシー利用には法的根拠が存在せず、法令上の根拠がない公金の支出は全て違法である。」と主張している。

しかし、平成 19 年度のタクシーチケット使用料金 177, 704, 868 円から、保健福祉局を除いた（請求人は、保健福祉局を除いているが、1 局のみ除く論理的説明がない）全ての局区室の金額 75, 524, 908 円全額や 20 年度の金額の明示のないタクシー利用料金の返還を求めているのは、あまりにも包括的で粗雑な主張であり、個別具体的なタクシーチケットの使用金額及びそれに付随する違法性・不当性の摘示が全くなされておらず、情報公開によって請求人のいう「問題点」を縷々（るる）記述している請求書と事実を証する書面を総合してみても、対象とする違法・不当な財務会計上の行為が他と区別して認識できる程度に特定されているとはいえない。

(2) 公金支出の行為者が指定されていない

請求人は、「医師・看護師等を除く職員は、…通勤手当の二重支給となる」、「勤務形態からやむをえないと考えられる保健福祉局を除く部局の職員等に対して、平成 19 年度のタクシーチケット使用料金 75, 524, 908 円及び 20 年度の利用料金の返還を勧告する措置を求める。」と記載しているが、いずれもタクシーチケットの利用者であって、公金支出の行為者の指定がされていない。

以上により、本件請求は、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。

なお、上記の「第 2 受理できない理由(2)」については、補正させることも可能だが、「同(1)」については、本件請求の要旨の主体部分であり、補正になじまないものである。また、請求人の主張する違法性についてであるが、タクシー利用に係る支出は、請求人が添付した事実を証する書面である「タクシー乗車料金の取扱いについて」（昭和 46 年 6 月 22 日付け通知）のとおり、「使用料及び賃借料」の歳出予算科目（節）であるものに対して、歳出予算科目（節）「旅費」の支出根拠である「旅費条例」及び「旅費条例施行細則」に基づいて違法とするのは、明らかに条例等の適用を誤ったものであり、違法性の主張としては失当である。